

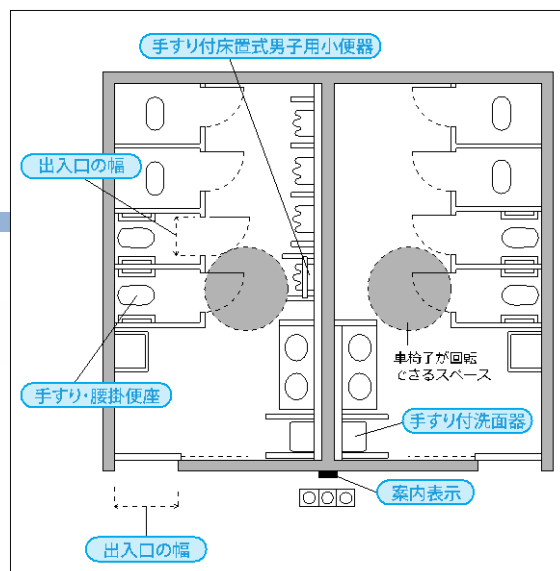
1 建築物

(5) 便 所①

設計のポイント

車椅子使用者用便所の設置の他に一般用便所においても、1 以上の便所を車椅子使用者以外の高齢者、障害者等が円滑に利用できるようなする必要があります。

- 便所に至る経路は、高齢者や杖使用者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げるなどなどの配慮が必要です。
- 乳幼児連れの利用を考慮し、乳幼児椅子などを備えた便所が必要です。(男女の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 視覚障害者への配慮から、案内板や便所入口の壁面に便所の位置や便所内の配置及び男女の別を表示することが望まれます。



整備基準

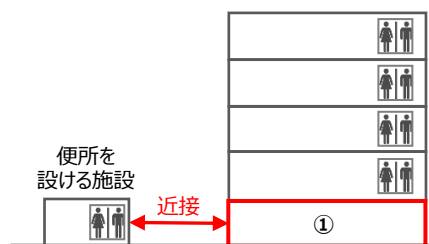
【適用施設／建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。）】

■ 整備基準

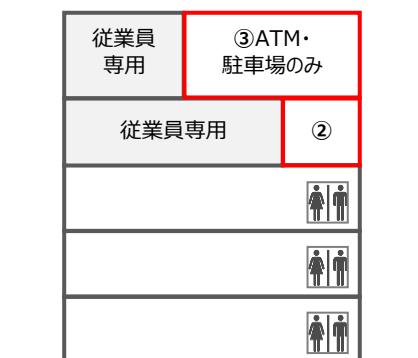
■ 基準の解説

- 1 多数の者が利用する便所は、特定の階に偏ることなく設ける等多数の者が当該便所を利用する上で支障がない位置に設けること。
- 2 多数の者が利用する便所は、これらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であって多数の者が利用する**便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する**^①位置にあるもの又は多数の者が利用する部分の**床面積が著しく小さい階**^②、多数の者の**滞在時間が短い階**^③その他の建築物の**管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階**^④を除く。）の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上）設けること。

① 便所を設ける施設に近接する位置に、複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとします。



- ② 通過動線のみが存する階など。
- ③ ATM・駐車場のみが存する階など。



④ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階又はホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階など。

- 3 多数の者が利用する便所を設ける階（（6）[車椅子使用者用便房]の項 2 に定める構造の便所^⑤がある階を除く。4において同じ。）においては、**腰掛便座**^⑥、**手すり**^⑦等が適切に配置されている便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- 4 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階においては、**手すり**^⑧が配置されている**床置式の小便器**^⑨、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所を1以上設けること。
- 5 多数の者が利用する便所のうち1以上には、**高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具**^⑩を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- ⑤ 車椅子使用者用便房です。
- ⑥ 腰掛便座は、和式便器に比べ無理なく着座や立ち上がりができます。
- ⑦ 手すりは、着座時に体を支えるとともに立ち上がる時に「握る」「肘を掛ける」等の動作の補助として有効です。[P.171〔2)手すり〕参照]
- ⑧ 男子用小便器の手すりは、歩行困難者が前や横に体を預けるために利用されます。
- ⑨ 床置式の小便器は、尿だれの汚れ防止や装着尿器の使用者、子供の使用等、様々な人の使い勝手を考慮したものです。
- ※装着尿器：脊髄損傷などによって排尿障害を起こした場合の補助具。採尿器と畜尿器でできっており、畜尿器は腰や足に固定し、ひざ下の高さで排出するものが多い。
- ⑩ オストメイト対応の水洗器具です。

さらに望ましい基準

■バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

便 所

- 1 多数の者が利用する便所内（車椅子使用者便房が近接するものを除く。）においては、車椅子使用者便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階には、床置式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器がある便所を1以上設けること。
- 3 多数の者が利用する便所を設ける階においては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。